

手続きを
される方へ

お持ち
いただくもの

委任状

相続に関する市民無料
相談のご案内(大切な
方を亡くされた方へ)

ご遺族のための手続きガイド

～死亡届後の手続きのご案内～

久留米市

▼本庁で手続きされる場合は、ご遺族サポート窓口(事前予約制)をご利用いただくか、直接各課でのお手続きもできます

ご遺族サポート窓口 (本庁)	問い合わせ先	受付時間
事前予約制	☎0942-30-9828 FAX:0942-30-9758	平日 8:30～17:15

▼各総合支所・各市民センターでもお手続きできます

※一部各総合支所・各市民センターではお取り扱いできない手続きもありますので、詳しくはP8、P9をご確認ください。

	問い合わせ先	住所
田主丸総合支所(市民福祉課)	☎0943-72-2112 FAX:0943-72-3819	田主丸町田主丸459番地11
北野総合支所(市民福祉課)	☎0942-78-3552 FAX:0942-78-6482	北野町中3245番地3
城島総合支所(市民福祉課)	☎0942-62-2112 FAX:0942-62-3732	城島町榑津743番地2
三瀬総合支所(市民福祉課)	☎0942-64-2312 FAX:0942-65-0957	三瀬町玉満2779番地1
耳納市民センター	☎0942-47-0099 FAX:0942-41-5107	善導寺町飯田202番地6
筑邦市民センター	☎0942-27-0099 FAX:0942-51-3107	大善寺町宮本165番地12
上津市民センター	☎0942-21-0099 FAX:0942-51-2107	上津1丁目13番21号
高牟礼市民センター	☎0942-45-0099 FAX:0942-41-1107	御井町2259番地3
千歳市民センター	☎0942-44-0099 FAX:0942-41-1207	東合川8丁目6番21号

市役所での
主な手続き一覧

市役所での
手続き

市役所以外での
主な手続き一覧

相続登記は
お済みですか？

庁舎階別配置図

久留米市役所 〒830-8520 久留米市城南町15番地3 TEL:0942-30-9000(代表)
(開庁時間)月～金曜日(祝日・年末年始を除く)8時30分～17時15分 ※木曜日は一部窓口を19時まで延長



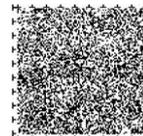
マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2024年10月発行

発行:久留米市

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド



手続きをされる方へ

ご遺族の皆様、謹んでお詫言申し上げます。

このガイドでは、国民健康保険や介護保険などの手続きに必要なものをまとめていますので、どうぞご活用ください。
なお、死亡届の届出後、住民票に記載されるまで数日かかる場合があります。また、お持ちいただくものや来庁される方の続柄によっては、一度の手続きで終わらない場合がありますのでご了承ください。

※お持ちいただくものについては、P2をご確認ください。

●久留米市役所(総合支所・市民センター含む)に死亡届を届出された場合

住民票に記載されるまで、1～2日程度かかりますので、届出後3開庁日以降(土日、祝日を除く3日後)に窓口へお越しいただくようお願いします。

●久留米市役所以外の自治体に死亡届を届出された場合

住民票に記載されるまで、7～10日程度かかりますので、その後に窓口へお越しいただくようお願いします。

手続き窓口のご案内

●本庁で手続きされる場合

ご遺族サポート窓口(事前予約制)をご利用いただくか、直接各課でのお手続きもできます。

●総合支所(田主丸・北野・城島・三瀬)で手続きされる場合

各課で手続きをしていただきます。(一部手続きができないものもあります)ご予約は不要です。

●市民センター(耳納・筑邦・上津・高牟礼・千歳)で手続きされる場合

一つの窓口で手続きができます。(一部手続きができないものもあります)ご予約は不要です。

【ご遺族サポート窓口】とは

ご遺族サポート窓口は、事前にご予約いただき、国民健康保険、介護保険の手続きを中心にワンストップで受付を行う窓口です。手続きによっては、担当課をご案内させていただくことがあります。

なお、当日の予約はできませんので、必ず前日までにご予約ください。

【ご遺族サポート窓口】利用方法

前日までに電話等での予約が必要です。

予約の電話番号

0942-30-9828

FAX番号

0942-30-9758

予約受付時間

平日 8:30～17:15

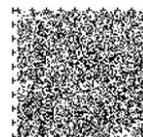
予約枠

①9時 ②10時30分 ③13時 ④14時30分

※月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

場所

久留米市役所1階市民課 ご遺族サポート窓口



お持ちいただくもの

来庁される方の代表的な持ちもの

- ご遺族のための手続きガイド(本冊子)
- 来庁される方の本人確認書類

※写真付きのもの1点または写真付きでないもの2点以上が必要です。

写真付きのもの1点(官公署発行のもの)

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)、個人番号カード(マイナンバーカード)、住民基本台帳カード(顔写真あり)、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳 等

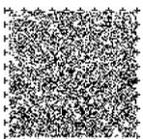
写真付きでないものは以下から2点以上

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、生活保護受給者証明書(発行後3か月以内)、住民基本台帳カード(顔写真なし)、年金手帳(または基礎年金番号通知書)、年金証書 等

- 葬儀を執り行った方(喪主)の預金通帳
- 葬儀を執り行ったことを証明するもの(葬儀の会葬礼状、葬儀代の領収書、請求書等)
- 戸籍謄本(亡くなられた方との関係がわかるもの)
※手続きによっては上記以外の戸籍謄本が必要な場合もあるため、詳しくは担当課へお問い合わせください。
- 印鑑
※手続きによっては必要な場合があります。

亡くなられた方の代表的な持ちもの

- 市民カード(印鑑登録証)
- 個人番号カード(マイナンバーカード)
- 住民基本台帳カード
- 国民健康保険被保険者証・資格確認書
- 後期高齢者医療被保険者証・資格確認書
- 限度額適用認定証
(国民健康保険・後期高齢者医療制度)
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
(国民健康保険・後期高齢者医療制度)
- 特定疾病療養受療証
(国民健康保険・後期高齢者医療制度)
- 医療証
(重度障害者医療証・子ども医療証・ひとり親家庭等医療証)
- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担額割合証
- 介護保険負担限度額認定証
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神保健福祉手帳
- 年金証書
- 年金手帳または基礎年金番号通知書



※委任する人がすべて記入してください。
※記入もれ等不備がある場合は受付できないことがあります。

委任状

久留米市長 あて

この委任状を記入した日 令和 年 月 日

【代理人（来庁される方）】

フリガナ	
氏名	(行政書士登録番号)
住所	
日中連絡がとれる電話番号	

私は、上記の者を代理人として、下記の事項を委任します。

【委任者】

フリガナ		生年月日
氏名		明・大 昭・平 年 月 日
住所		
日中連絡がとれる電話番号		

【委任事項】(必要な個所にチェック「✓」又は記入してください。)

故人 _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

遺族サポート窓口にて、手続き案内情報を取得すること

世帯主の変更

医療証の返還(重度障害者医療証・子ども医療証・ひとり親家庭等医療証)

児童手当・(特別)児童扶養手当の未支払請求

全部事項証明書(戸籍謄本)の交付申請および受領

(本委任状を使用して申請できるのは本籍地が久留米市の方のみです)

住民票等の写しの交付申請および受領

(本委任状を使用して申請できるのは住所地が久留米市の方のみです)

その他()

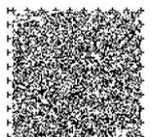
委任状原本還付

(注1) 行政書士にあたっては行政書士証票(申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証)を申請書等を提出する際、提示すること。

(注2) 代理人が行政書士である場合は、行政書士登録番号を記載すること。

(注3) 行政書士でない方が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とする場合は、行政書士法違反となり、刑事罰が科される場合があること。

国民年金に関する相談を希望する方は、P5の委任状(日本年金機構あて)が別途必要



《作成上の注意事項》

【受任者（来所される方）】欄

○「受任者（来所される方）」欄は、委任者（ご本人）が誰に何を委任するかを決め、その方の氏名、住所、電話番号、委任者（ご本人）との関係、委任内容および委任日（委任状の作成日）をご記入ください。なお、法人を受任者とすることはできません。

【委任者（ご本人）】欄

○「委任者（ご本人）」欄については、委任者（ご本人）の基礎年金番号、氏名（旧姓がある場合を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号をご記入ください。

○なお、委任する内容について、1. ～ 8. の項目から選んで○印をつけてください。（8. を選んだ場合には、委任する内容を具体的にご記入ください。）

○また、年金の「加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法をA、Bの項目から選んで○印をつけてください。

※亡くなられた方の個人情報の回答は、相談者が遺族年金等の受給権者または相続人に限られますのでご注意ください。

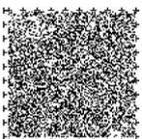
【基礎年金番号が不明である場合またはマイナンバーでのご相談の場合】

次の1～3のご相談を承っております。ご確認いただき、ご不明点は年金事務所等にお問い合わせください。

1. 「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書のご持参によるご相談
 - ご本人宛にお送りしている「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書をお持ちください。
 - 基礎年金番号欄は空欄のままです。
2. マイナンバーでのご相談
 - マイナンバーを確認できる書類またはその写しを代理人へお渡しください。
 - 基礎年金番号欄は空欄のままです。（マイナンバーのご記入は不要です。）
 - マイナンバーの情報からご本人の基礎年金番号に結びつかない場合（住民票上の住所と居所が異なるなど）、直接、委任者（ご本人）への確認をさせていただくことがあります。
3. 「ねんきん定期便」や各種通知書がお手元にない場合およびマイナンバーでのご相談をされないとき
 - 受任者（来所される方）は、委任者（ご本人）の運転免許証やパスポート等の本人確認ができるものの写しを添付してください。（詳しくは年金事務所等にお問い合わせください。）
 - 受任者（来所される方）へ、委任者（ご本人）の住所変更履歴等をお聞きすることがあります。

《来所時等の注意事項》

- 個人情報を入力する目的で受任者を装って相談を行う者（なりすまし）の防止のため、受任者の本人確認を行います。
- 受任者（来所される方）が来所等される場合は、運転免許証やパスポートなど受任者（来所される方）ご自身の本人確認できるもの（文書による相談の場合は写し）が必要となりますのでご用意ください。（詳しくはお問い合わせください。）
- 基礎年金番号通知書の再交付につきましては、取扱い上窓口での交付ができません。委任者（ご本人）の登録の住所あてに送付となりますのでご了承ください。
- 年金事務所、街角の年金相談センターでは、予約制にて年金相談・手続きを承っております。あらかじめ予約のうえ、ご来所いただくようお願いいたします。
- 委任者（ご本人）による委任状の作成が困難な場合は、年金事務所等へご相談ください。



相続に関する 市民無料相談のご案内

弁護士や行政書士など専門相談窓口のご案内です。

電話予約・お問い合わせ先

久留米市役所広聴・相談課

TEL:0942-30-9017

FAX:0942-30-9711

市民相談のご案内HPはこちらからです→



相続に関する市民無料
相談のご案内へ大切な
方を亡くされた方へ

予約が必要な相談

●本庁6階 広聴・相談課

相談区分・種類	実施日	時間	内容	相談員
弁護士相談 (予約制:12名)	原則第1・2・4水曜日	13:00~16:00 (1人30分)	相続人の範囲、遺産分割などの相続全般に関する法律問題の相談	弁護士
税理士相談 (予約制:12名)	原則第1月曜日	13:00~16:00 (1人30分)	相続税や贈与税などの税金に関する相談	税理士
司法書士相談 (予約制:12名)	原則第2木曜日	13:00~16:00 (1人30分)	相続による不動産名義変更などの登記に関する相談	司法書士

●各総合支所(田主丸・北野・城島・三猪)

相談区分・種類	実施回数	時間	内容	相談員
弁護士相談 (予約制:4名)	各支所毎月1回	13:30~15:30 (1人30分)	相続人の範囲、遺産分割などの相続全般に関する法律問題の相談	弁護士

●各市民センター(耳納・筑邦・上津・千歳・高牟礼)

相談区分・種類	実施回数	時間	内容	相談員
弁護士相談 (予約制:4名)	1ヶ所(順番) 毎月1回	14:00~16:00 (1人30分)	相続人の範囲、遺産分割などの相続全般に関する法律問題の相談	弁護士

予約が不要な相談

●本庁6階 広聴・相談課

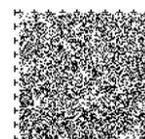
相談区分・種類	実施日	時間	内容	相談員
行政書士相談 (予約不要)	原則第1火曜日	10:00~15:00	遺産分割協議書などの書き方に関する相談	行政書士

大切な方を亡くされた方へ

大切な人、または身近な存在を亡くしたとき、私たちはこころとからだに変化をきたすことがあります。たとえば、気分が落ちこむ、食欲がない、眠れない、頭痛やめまいがする、息苦しいなどの変化が起こることがあります。大きな悲しみを経験した後に、こうしたこころやからだの変化が起こるのはごく自然なことです。しかし、こうした変化によって、生活に支障が出たり、悲しみやつらさが長く続いたりするときは、1人で抱え込まず、まずはお話ししてみませんか。

久留米市保健所保健予防課では、市民の皆さまのこころの健康に関するご相談をお聴きしています。他にも、安心して思いを語ることのできる場所もあります。匿名でも構いません。秘密は厳守しますので、ご利用ください。

相談窓口	電話番号	受付時間等
久留米市保健所保健予防課	TEL:0942-30-9728 FAX:0942-30-9833	○保健師による相談 (月)~(金) 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く) ○精神科医による相談 ※要予約 (木) 13:30~15:00 (祝日・年末年始・盆・第5週を除く)
久留米グリーンケアCafé グリーン専門士がお気持ちに 耳を傾けます	TEL:070-1970-1953	○参加費:1,000円 ○場所:久留米大学保健管理センター (久留米市旭町67番地) 詳しくは「久留米グリーンケアcafé」で検索
よりそいホットライン	TEL:0120-279-338 FAX:0120-773-776	24時間対応
福岡いのちの電話	TEL:092-741-4343	24時間対応

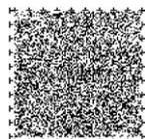


市役所での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら「済」の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な方	主な手続き	該当	済	問い合わせ窓口 市外局番 (0942)	参照 ページ
住民関係	3名以上の世帯で、亡くなられた方が世帯主である	●世帯主の変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民課 TEL:30-9027 FAX:30-9758	10
	印鑑登録をしている	●くるめ市民カード(印鑑登録証)の返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		-
	個人番号カード(マイナンバーカード)または通知カードまたは住民基本台帳カードを所持している	●カードの返還 ※相続等の手続きが完了するまでは保管しておいてください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
保険	国民健康保険に加入している または国民健康保険に加入している方のいる世帯である	●保険証・資格確認書の返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	健康保険課 TEL:30-9029 FAX:30-9751 ※「保険料振替口座の変更」の手続きのみ TEL:30-9031	10・11
		●葬祭費の支給申請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		●高額療養費の支給申請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		●高額療養費等振込口座の変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	●保険料振替口座の変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	後期高齢者医療保険に加入している	●保険証・資格確認書の返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		●葬祭費の支給申請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
●高額療養費の支給申請		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
介護保険	65歳以上の方または介護認定を受けている(認定申請中含む)	●介護保険被保険者証・負担割合証の返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険課 TEL:30-9036 FAX:36-6845 ※「保険証・負担割合証の返還」のみ TEL:30-9205	12
		●介護保険高額介護サービス費の支給・振込口座変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	医療	下記のいずれかをお持ちである ・重度障害者医療証 ・子ども医療証 ・ひとり親家庭等医療証	●医療証の返還	<input type="checkbox"/>		
配偶者が亡くなられて18歳未満の児童を監護している	●ひとり親家庭等医療の認定申請 ※ひとり親家庭等医療に該当する場合があります。(所得制限あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
年金	国民年金を受給している	●未支給年金の請求 (老齢基礎年金・遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療・年金課 TEL:30-9032 FAX:30-9107	14
	国民年金に加入している	●遺族基礎年金の請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		●寡婦年金の請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		●死亡一時金の請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	厚生年金・企業年金・共済年金に加入していた 恩給を受給している	手続きできる人や、必要書類、申請窓口は状況により異なります。 詳しくはP14に記載の関連機関へお問い合わせください。				
子ども	児童手当の受給者である	●児童手当未支払請求 ※児童を今後養育していく方は児童手当の申請が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家庭子ども相談課 TEL:30-9066 FAX:30-9718	16・17
	児童扶養手当の受給者である	●受給者死亡兼未支払手当請求 ※児童を今後養育していく方は児童扶養手当を受給できる可能性があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
以下の手続きは市民センターではお取り扱いできません。						
高齢者に 係る各種 サービス	下記のいずれかを受給している ・介護用品支給事業給付券 ・高齢者配食サービスの利用 ・緊急通報システムの利用	●介護用品支給事業給付券の返却・喪失届	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	長寿支援課 TEL:30-9038 FAX:36-6845	12・13
		●各種サービス等の辞退届	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

市役所での
主な手続き一覧



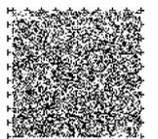
市役所での主な手続き一覧

このページの手続きは市民センターではお取り扱いできません。

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な方	主な手続き	該当	済	問い合わせ窓口 市外局番 (0942)	参照 ページ
障害福祉	障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちである	●手帳の返還	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害者福祉課 TEL:30-9035 FAX:30-9752	14・15
	下記のいずれかを受給している ・特別障害者手当 障害児福祉手当 ・経過の福祉手当	●手当未支払請求 ※該当の方は、未支払手当の請求ができる場合があります	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	福岡県心身障がい者扶養共済制度に加入している	●福岡県心身障がい者扶養共済加入者の年金請求	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
税金	市・県民税が課税されている	●市県民税代表相続人届出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民税課 TEL:30-9008 FAX:30-9753	15
	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有している	●名義変更・廃車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市民税課 TEL:30-9009 FAX:30-9753	
	亡くなられた方名義の固定資産がある	●固定資産税相続人代表者指定(変更)届	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	資産税課 TEL:30-9010 FAX:30-9753	15・16
	未登記家屋を持っている	●家屋補充台帳登録変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	市税を亡くなられた方の口座から口座振替で納税している	●口座振替の停止手続き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	税収納推進課 TEL:30-9007 FAX:30-9753 ※手続きできる窓口は本庁のみです	16
市営住宅	亡くなられた方が名義人である	●退去・名義変更手続き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市営住宅課 TEL:30-9086 FAX:30-9743	16
	亡くなられた方が同居者である	●同居者異動手続き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※手続きできる窓口は本庁のみです	
子ども	特別児童扶養手当の受給者である	●受給者死亡兼未支払手当請求 ※児童を今後養育していく方は特別児童扶養手当を受給できる可能性があります	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家庭子ども相談課 TEL:30-9066 FAX:30-9718	17
	保育所、認定子ども園、幼稚園等の児童がいる	●世帯構成の変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子ども保育課 TEL:30-9025 FAX:30-9718	17
	就学援助の受給世帯である	●就学援助の再申請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		17
	配偶者が亡くなられて、国公立の小・中学校に通学するお子さまを養育している	●就学援助の申請 ※就学援助を受給できる可能性があります(世帯収入制限あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	学校保健課 TEL:30-9273 FAX:30-9719	
農地相続	農地の所有者である	●農地を相続された方は農地法の規定による農業委員会への手続きが必要です	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局 TEL:30-9236 FAX:30-9717	17
上下水道	使用名義人である	●名義変更・使用中止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	久留米市企業局 上下水道料金センター TEL:30-8512 FAX:30-8560	18
浄化槽	浄化槽管理者である	●管理者の変更・休止届	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	久留米市企業局 上下水道部給排水設備課 TEL:30-9237 FAX:38-2694	18
医療職免許	医療職免許を取得している	●医療職免許の登録まっ消申請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	久留米市保健所総務医薬課 TEL:30-9725 FAX:30-9833	18
NHK受信料	NHK放送受信の減免を受けていた	●免除の停止・変更申請等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NHK福岡放送局 TEL:0120-151515 障害者福祉課 TEL:30-9035	18
特定医療費	特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちである	●受給者証の返納届	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	久留米市保健所健康推進課 TEL:30-9729 FAX:30-9833	—

市役所での
主な手続き一覧



① 世帯主の変更

手続きできる窓口
本庁・総合支所・市民センター

世帯主の方が亡くなられた場合、世帯主が変更になります。同一世帯に残された世帯員が2名以上おられる場合、そのうちのどなたかを新世帯主とする届出が必要です。

ご準備いただくもの

- 届出人の本人確認書類(運転免許証等)
- ▼法定代理人が手続きされる場合
- 法定代理人であることがわかる書類
- ▼任意代理人が手続きされる場合
- 委任状

手続きできる人・期限

- 【手続きできる人】
- 同一世帯員
 - 法定代理人
 - 任意代理人
- 【期限】
亡くなられた日から14日以内

問い合わせ先

- ・市民課(本庁1階④⑤番窓口)
TEL:0942-30-9027
FAX:0942-30-9758
- ・各総合支所(市民福祉課)
- ・各市民センター

② -1 保険証・資格確認書の返還(国民健康保険・後期高齢者医療)

手続きできる窓口
本庁・総合支所・市民センター

亡くなられた方が国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入していた場合、保険証等を返還してください。

※病院の支払い手続き終了後、ご持参ください。

※亡くなられた方が世帯主の場合は、世帯員全員の国民健康保険証等の返還が必要です。

ご準備いただくもの

- 国民健康保険被保険者証・資格確認書
- 後期高齢者医療被保険者証・資格確認書
- ▼お持ちの方のみ
- 限度額適用認定証
- 特定疾病療養受療証
- はり・ぎゅう・マッサージ受診証

手続きできる人・期限

- 【手続きできる人】
遺族
- 【期限】
お早めに

問い合わせ先

- ・健康保険課 給付チーム(本庁1階⑥番窓口)
TEL:0942-30-9029
FAX:0942-30-9751
- ・各総合支所(市民福祉課)
- ・各市民センター

② -2 葬祭費の支給申請(国民健康保険・後期高齢者医療)

手続きできる窓口
本庁・総合支所・市民センター

国民健康保険被保険者・後期高齢者医療保険被保険者が亡くなられた場合、申請により「葬祭費(3万円)」が支給されます。

ご準備いただくもの

- 葬儀を執り行ったことを証明するもの(葬儀の会葬礼状、葬儀代の領収書、請求書等)
- 葬儀を執り行った方(喪主)の通帳

手続きできる人・期限

- 【手続きできる人】
- 葬儀を執り行った方(喪主)
 - 遺族
- 【期限】
葬儀を行った日の翌日から2年以内

問い合わせ先

- ・健康保険課 給付チーム(本庁1階⑥番窓口)
TEL:0942-30-9029
FAX:0942-30-9751
- ・各総合支所(市民福祉課)
- ・各市民センター

② -3 高額療養費の支給申請(国民健康保険・後期高齢者医療)

手続きできる窓口
本庁・総合支所・市民センター

ひと月のお支払額が自己負担限度額を超えている場合、高額療養費の申請をしてください。

ご準備いただくもの

〈国民健康保険の場合〉

▼共通して必要なもの

- 来庁者の本人確認書類
- 領収書
- ▼亡くなられた方が単身世帯または世帯主の場合
- 振込先の口座番号がわかるもの(相続人名義)
- 戸籍謄本(亡くなられた方と相続人の関係がわかるもの)※相続人が同世帯の場合は不要
- ▼亡くなられた方が世帯主以外の場合
- 振込先の口座番号がわかるもの(世帯主名義)

〈後期高齢者医療の場合〉

- 来庁者の本人確認書類
- 振込先の口座番号がわかるもの(相続人名義)
- 戸籍謄本(亡くなられた方と相続人の関係がわかるもの)※相続人が同世帯の場合は不要

手続きできる人・期限

【手続きできる人】

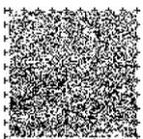
- 相続人
- 遺族

【期限】

診療月の翌月1日から2年以内

問い合わせ先

- ・健康保険課 給付チーム(本庁1階⑥番窓口)
TEL:0942-30-9029
FAX:0942-30-9751
- ・各総合支所(市民福祉課)
- ・各市民センター



②-4 高額療養費等振込口座の変更 (国民健康保険・後期高齢者医療)

手続きできる窓口
本庁・総合支所・市民センター

国民健康保険の方…(亡くなられた方が世帯主の場合)生前に申請された高額療養費等の振込ができなかった場合は、別途ご連絡いたします。
後期高齢者医療の方…(対象者のみ)高額療養費等の振込先口座の変更手続きをしてください。

ご準備いただくもの

- 来庁者の本人確認書類
- 振込先の口座番号がわかるもの(相続人名義)
- ▼亡くなられた方と相続人が死亡時に別世帯であった場合
- 戸籍謄本(亡くなられた方と相続人の関係がわかるもの)

手続きできる人・期限

- 【手続きできる人】**
- 相続人
 - 遺族
- 【期限】**
お早めに

問い合わせ先

- ・健康保険課 給付チーム
(本庁1階⑥番窓口)
TEL:0942-30-9029
FAX:0942-30-9751
- ・各総合支所(市民福祉課)
- ・各市民センター

②-5 保険料の精算 (国民健康保険・後期高齢者医療)

手続きできる窓口
本庁・総合支所

国民健康保険や後期高齢者医療の加入者が亡くなられた場合、お亡くなりになる前までの保険料を月割りで再計算し、約1か月後に変更のお知らせ(納付通知書)を送付いたします。

なお、還付が発生する場合は、還付申立書を送付いたします。別住所への送付を希望される場合は問い合わせ先までご連絡ください。

〈国民健康保険の場合〉

書類は世帯主様宛(世帯主が亡くなられた場合、還付申立書は亡くなられた方の住民登録上の住所へご遺族様宛)で送付いたします。

〈後期高齢者医療の場合〉

書類は通常亡くなられた方の住民登録上の住所へご遺族様宛で送付いたします。

ご準備いただくもの

- ▼還付の場合
- 還付申立書
 - 戸籍謄本(亡くなられた方と相続人の関係がわかるもの)
- ※世帯の状況に応じて、必要書類が異なる場合があるため、詳しくは還付請求のお知らせ(還付申立書に同封)をご確認ください。

手続きできる人・期限

- 【手続きできる人】**
- 相続人
- 【期限】**
還付通知書の発送日から2年以内

問い合わせ先

- ・健康保険課 保険料収納チーム
(本庁1階)
TEL:0942-30-9031
FAX:0942-30-9751
- ・各総合支所(市民福祉課)
- ※各市民センターではお取り扱いできません。

市役所での
手続き

②-6 国民健康保険料振替口座の変更

手続きできる窓口
本庁・総合支所・市民センター

国民健康保険料を口座振替しており、世帯主の方(もしくは口座名義人の方)が亡くなられ、今後も口座振替を希望される場合、振替口座の変更・再申込の手続きが必要です。

ご準備いただくもの

- 来庁者の本人確認書類
- 変更後の通帳及び通帳の届出印
または、キャッシュカード
(キャッシュカードでの登録は、4桁の暗証番号も必要です)

手続きできる人・期限

- 【手続きできる人】**
遺族
- 【期限】**
お早めに

問い合わせ先

- ・健康保険課 保険料収納チーム
(本庁1階⑦番窓口)
TEL:0942-30-9031
FAX:0942-30-9751
- ・各総合支所(市民福祉課)
- ・各市民センター

②-7 後期高齢者医療の送付先申請

手続きできる窓口
本庁・総合支所・市民センター

今後、亡くなられた方に関する通知類の送付先を変更する必要がある場合、手続きをしてください。

ご準備いただくもの

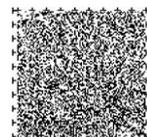
- 来庁者の本人確認書類

手続きできる人・期限

- 【手続きできる人】**
遺族
- 【期限】**
お早めに

問い合わせ先

- ・健康保険課 給付チーム
(本庁1階⑥番窓口)
TEL:0942-30-9029
FAX:0942-30-9751
- ・各総合支所(市民福祉課)
- ・各市民センター



③-1 介護保険被保険者証の返還

手続きできる窓口
本庁・総合支所・市民センター

亡くなられた方が65歳以上または介護認定を受けており、介護保険被保険者証等をお持ちの場合は返還してください。

ご準備いただくもの

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 介護保険負担限度額認定証(※)

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
遺族
【期限】
お早めに

問い合わせ先

・介護保険課(本庁6階) 認定チーム
TEL:0942-30-9205
FAX:0942-36-6845
(※)についての問い合わせ先は
計画・給付チーム
TEL:0942-30-9036
・各総合支所(市民福祉課)
・各市民センター

③-2 介護保険高額介護サービス費の支給または振込口座変更

手続きできる窓口
本庁・総合支所・市民センター

介護保険サービスの利用者負担額が上限を超えた場合、高額介護サービス費が支給されます。亡くなられた方が高額介護サービス費の支給を受けていた場合は、振込先を変更する手続きが必要です。

ご準備いただくもの

- 来庁者の本人確認書類
- 振込先の口座番号がわかるもの(相続人名義)
- 戸籍謄本(亡くなられた方と相続人の関係がわかるもの)

※状況に応じて、上記以外の戸籍謄本が必要な場合もあるため、詳しくはお問い合わせください。

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
相続人
【期限】
サービス利用月の翌月1日から2年以内

問い合わせ先

・介護保険課 計画・給付チーム(本庁6階)
TEL:0942-30-9036
FAX:0942-36-6845
・各総合支所(市民福祉課)
・各市民センター

③-3 介護保険料の精算

手続きできる窓口
本庁・総合支所

65歳以上の方が亡くなられた場合、お亡くなりになる前までの介護保険料を月割りで再計算し、約1か月後に変更のお知らせ(納付通知書)を送付いたします。還付が発生する場合は、目安として3か月程度後に申請書(介護保険料還付申立書)を送付いたします。書類は通常亡くなられた方の住民登録上の住所へご遺族様宛で送付いたします。別住所への送付を希望される場合は問い合わせ先までご連絡ください。

ご準備いただくもの

- ▼還付の場合
- 介護保険料還付申立書
- 戸籍謄本(亡くなられた方と相続人の関係がわかるもの)

※世帯の状況に応じて、必要書類が異なる場合があるため、詳しくは還付請求のお知らせ(還付申立書に同封)をご確認ください。

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
相続人
【期限】
還付申立書の右下の日付から2年以内

問い合わせ先

・介護保険課 保険料チーム
(本庁6階)
TEL:0942-30-9240
FAX:0942-36-6845
・各総合支所(市民福祉課)
※各市民センターではお取り扱いできません。

④-1 介護用品支給事業

手続きできる窓口
本庁・総合支所

介護用品支給事業給付券の交付を受けていた方が亡くなられた場合、喪失届の提出と給付券の返却が必要です。

ご準備いただくもの

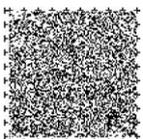
- 久留米市介護用品支給事業給付券(おむつ券)

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
 親族 ケアマネジャー 等
【期限】
亡くなられてから14日以内

問い合わせ先

・長寿支援課 相談・支援チーム
(本庁6階)
TEL:0942-30-9038
FAX:0942-36-6845
・各総合支所(市民福祉課)
※各市民センターではお取り扱いできません。



④-2 高齢者配食サービス事業

手続きできる窓口
本庁・総合支所

市の配食サービスを利用されていた方が亡くなられた場合、辞退届の提出が必要です。なお、注文先のお弁当業者への中止の連絡も忘れずをお願いします。

ご準備いただくもの

なし

手続きできる人・期限

【手続きできる人】

親族 ケアマネジャー 等

【期限】

亡くなられてから14日以内

問い合わせ先

・長寿支援課 相談・支援チーム
(本庁6階)

TEL:0942-30-9038

FAX:0942-36-6845

・各総合支所(市民福祉課)

※各市民センターではお取り扱いできません。

④-3 緊急通報システム貸与事業

手続きできる窓口
本庁・総合支所

緊急通報システムを貸与されていた方が亡くなられた場合、利用辞退届の提出が必要です。また、後日、委託業者との撤去作業の立会いも必要です。

ご準備いただくもの

なし

手続きできる人・期限

【手続きできる人】

親族 ケアマネジャー 等

【期限】

亡くなられてから14日以内

問い合わせ先

・長寿支援課 相談・支援チーム(本庁6階)

TEL:0942-30-9038

FAX:0942-36-6845

・各総合支所(市民福祉課)

※各市民センターではお取り扱いできません。

⑤-1 医療証の返還(重度障害者医療証・子ども医療証・ひとり親家庭等医療証)

手続きできる窓口
本庁・総合支所・市民センター

重度障害者医療証・子ども医療証・ひとり親家庭等医療証をお持ちの方が亡くなられた場合、医療証の返還が必要です。

ご準備いただくもの

- 重度障害者医療証
 子ども医療証
 ひとり親家庭等医療証

手続きできる人・期限

【手続きできる人】

どなたでもできます

【期限】

なし

問い合わせ先

・医療・年金課 医療チーム

(本庁1階⑧番窓口)

TEL:0942-30-9034

FAX:0942-30-9107

・各総合支所(市民福祉課)

・各市民センター

⑤-2 ひとり親家庭等医療の認定申請

手続きできる窓口
本庁・総合支所・市民センター

配偶者が亡くなられて、18歳未満の児童を監護されている場合、ひとり親家庭等医療に該当する場合がありますので、お問い合わせください。※所得制限があります。

ご準備いただくもの

- 戸籍謄本
 健康保険証 等
※状況に応じて必要書類が異なるため、詳しくはお問い合わせください。

手続きできる人・期限

【手続きできる人】

18歳未満の児童を監護する方

【期限】

速やかに(認定は、申請月からになります)

問い合わせ先

・医療・年金課 医療チーム

(本庁1階⑧番窓口)

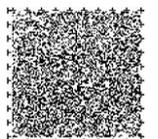
TEL:0942-30-9034

FAX:0942-30-9107

・各総合支所(市民福祉課)

・各市民センター

市役所での
手続き



⑥-1 国民年金

手続きできる窓口
本庁・総合支所・市民センター

亡くなられた方が国民年金を受給しており、支給要件に該当する場合は、未支給年金(老齢基礎年金・遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金)が支給される場合があります。亡くなられた方が国民年金に加入しており、支給要件に該当する場合は、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金が支給される場合があります。

ご準備いただくもの・手続きできる人・期限

手続きできる人や、必要書類、申請する窓口は、状況に応じて異なります。詳しくはお問い合わせください。

【期限】

速やかに

※代理の方が来庁される場合は、P5の委任状(日本年金機構あて)をご準備ください。

※手続きは一度で終わらない場合があります。

問い合わせ先

- ・医療・年金課 国民年金チーム
(本庁1階⑧番窓口)
TEL:0942-30-9032
FAX:0942-30-9107
- ・各総合支所(市民福祉課)
- ・各市民センター

⑥-2 厚生年金等

亡くなられた方が厚生年金、企業年金、共済年金に加入していた場合、または、恩給を受給していた場合は、各機関等で手続きが必要です。

ご準備いただくもの・手続きできる人・期限・問い合わせ先

手続きできる人や、必要書類、申請する窓口は、状況に応じて異なります。詳しくはお問い合わせください。

【期限】

速やかに

■厚生年金に加入の方

ねんきんダイヤル(相談・年金事務所予約)

TEL:0570-05-1165

■共済年金に加入の方

加入されていた共済組合へお問い合わせください。

■企業年金に加入の方

企業年金連合会 TEL:0570-02-2666

■恩給を受給していた方

総務省恩給相談窓口 TEL:03-5273-1400

⑦-1 障害者手帳の返還

手続きできる窓口
本庁・総合支所

障害者手帳(身体・療育・精神)所持者が亡くなられた場合は、手帳を返還してください。

ご準備いただくもの

- 障害者手帳

手続きできる人・期限

【手続きできる人】

- 家族 支援者 等

【期限】

なし

問い合わせ先

- ・障害者福祉課(本庁14階)
TEL:0942-30-9035
FAX:0942-30-9752
- ・各総合支所(市民福祉課)
- ※各市民センターではお取り扱いできません。

⑦-2 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当

手続きできる窓口
本庁・総合支所

各種手当の受給者が亡くなられて、未支払手当の請求ができる場合、該当の方は手続きが必要です。

ご準備いただくもの

- 請求者の通帳
 印鑑(認印可)

手続きできる人・期限

【手続きできる人】

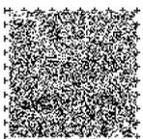
亡くなられた時に、受給者本人と
生計を同じくする法定相続人

【期限】

速やかに

問い合わせ先

- ・障害者福祉課(本庁14階)
TEL:0942-30-9035
FAX:0942-30-9752
- ・各総合支所(市民福祉課)
- ※各市民センターではお取り扱いできません。



⑦-3 福岡県心身障がい者扶養共済加入者の年金請求

手続きできる窓口
本庁・総合支所

亡くなられた方が福岡県心身障がい者扶養共済制度の加入者の場合、手続きが必要です。

ご準備いただくもの

- 請求書(障害者福祉課にあります)
 - 住民票(状況に応じて除籍抄本)等
- ※状況に応じて必要書類が異なるため、制度該当の方はお問い合わせください。

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
家族 等

【期限】
なし

問い合わせ先

・障害者福祉課(本庁14階)
TEL:0942-30-9035
FAX:0942-30-9752

・各総合支所(市民福祉課)
※各市民センターではお取り扱いできません。

⑧-1 市県民税代表相続人届出

手続きできる窓口
本庁・総合支所

亡くなられた方が亡くなった年度にて市・県民税の課税がある場合、代表相続人届出が必要な場合があります。

ご準備いただくもの

- 来庁者の本人確認書類

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
相続人

【期限】
速やかに

問い合わせ先

・市民税課 個人市民税チーム
(本庁地下1階)
TEL:0942-30-9008
FAX:0942-30-9753

・各総合支所(市民福祉課)
※各市民センターではお取り扱いできません。

⑧-2 原動機付自転車・小型特殊自動車の名義変更または廃車手続き

手続きできる窓口
本庁・総合支所

亡くなられた方が原動機付自転車・小型特殊自動車を所有されていた場合、名義変更または廃車手続きが必要です。

ご準備いただくもの・手続きできる人・期限

- 久留米市のナンバープレート
 - 来庁者の本人確認書類 等
- ※状況に応じて必要書類が異なるため、詳しくはお問い合わせください。
- ※軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車はお早めに手続きをお願いします。

問い合わせ先

・市民税課 諸税チーム
(本庁地下1階)
TEL:0942-30-9009
FAX:0942-30-9753

・各総合支所(市民福祉課)
※各市民センターではお取り扱いできません。

⑨-1 固定資産税相続人代表者指定(変更)届

手続きできる窓口
本庁・総合支所

登記の名義変更されるまでの間、亡くなられた方名義の固定資産税を管理していただける方を設定する届出です。

※翌年の1月1日までに相続登記が終わらない場合

ご準備いただくもの

- 来庁者の本人確認書類

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
相続人

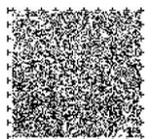
【期限】
相続開始から3か月以内

問い合わせ先

・資産税課(本庁地下1階)
TEL:0942-30-9010
FAX:0942-30-9753

・各総合支所(市民福祉課)
※各市民センターではお取り扱いできません。

市役所での
手続き



⑨-2家屋補充台帳登録変更

手続きできる窓口

本庁・総合支所

亡くなられた方が未登記家屋を所有されていた場合、所有者を変更する届出が必要です。
未登記家屋は、法務局に台帳がありませんので、所有者変更は資産税課での手続きになります。

ご準備いただくもの

- 戸籍謄本(所有者が亡くなられたことがわかるもの・新所有者が相続人であることがわかるもの)
- ▼相続人が市外住民の場合
- 住民票

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
相続人
【期限】
なし

問い合わせ先

・資産税課(本庁地下1階)
TEL:0942-30-9010
FAX:0942-30-9753
・各総合支所(市民福祉課)
※各市民センターではお取り扱いできません。

⑩市税の納付に関する手続き

手続きできる窓口

本庁

亡くなられた方が口座振替をされていた場合、口座振替の停止手続きが必要です。

ご準備いただくもの

- 来庁者の本人確認書類
- 納税通知書(納税義務者番号がわかるもの)または戸籍謄本(相続人であることがわかるもの)

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
納税義務者番号がわかる方
または相続人
【期限】
できるだけ速やかに

問い合わせ先

・税収納推進課 庶務チーム
(本庁地下1階)
TEL:0942-30-9007
FAX:0942-30-9753
※各総合支所・各市民センターではお取り扱いできません。

⑪市営住宅に関する手続き

手続きできる窓口

本庁

市営住宅にお住まいの方が亡くなられたら、「退去または名義変更」の手続き、「駐車場の解約または名義変更」の手続きが必要です。また、同居者が亡くなられた時は「同居者異動届」が必要です。

ご準備いただくもの

- ▼市営住宅の名義変更の場合
- 新名義人の本人確認書類
- 認印
- 通帳及び銀行届出印または、キャッシュカード
(キャッシュカードでのご登録は、4桁の暗証番号も必要です)
- ▼駐車場の解約または名義変更の場合
- 駐車場使用許可証(お持ちであれば)
- 車検証(※名義変更の場合のみ)
- 新名義人の運転免許証の写し

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
▼名義人が亡くなられた場合

- 同居者
- 法定代理人
- 親族(相続人)

▼同居者が亡くなられた場合

- 名義人
- 同居者

【期限】
できるだけ速やかに

問い合わせ先

・市営住宅課(本庁13階)
TEL:0942-30-9086
FAX:0942-30-9743
※手続きできる人・必要書類は個人によって異なるため、詳しくはお問い合わせください。
※各総合支所・各市民センターではお取り扱いできません。

⑫-1児童手当

手続きできる窓口

本庁・総合支所・市民センター

児童手当の受給者が亡くなられて、未支払の手当がある場合は、児童手当未支払請求書の提出が必要です。また、児童を今後養育していく方は、児童手当の申請が必要です。18歳以下の児童が亡くなられた場合は、職権で手当の減額または資格喪失を行います。

ご準備いただくもの

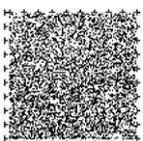
- 来庁者の本人確認書類
 - 支給対象児童のうち年長者名義の通帳
 - 新規に申請する方名義の通帳
- ※状況に応じて必要書類が異なるため、詳しくはお問い合わせください。

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
支給対象児童のうち年長者、児童を今後養育していく方
【期限】
受給者が亡くなられた翌日から15日以内

問い合わせ先

・家庭子ども相談課 手当チーム(本庁16階)
TEL:0942-30-9066
FAX:0942-30-9718
・各総合支所(市民福祉課)
・各市民センター



12-2 (特別) 児童扶養手当

手続きできる窓口
本庁・総合支所・市民センター

(特別)児童扶養手当の受給者が亡くなって、未支払の手当がある場合は、受給者死亡兼未支払手当請求書の提出が必要です。また、児童を今後養育していく方は、(特別)児童扶養手当を受給できる可能性があります。支給対象者が亡くなった場合は、職権で減額または資格喪失を行います。

ご準備いただくもの

- 来庁者の本人確認書類
 - 支給対象児童のうち年長者名義の通帳
- ※状況に応じて必要書類が異なるため、詳しくはお問い合わせください。

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
支給対象児童のうち年長者、児童を今後養育していく方

【期限】
受給者が亡くなってから15日以内

問い合わせ先

・家庭子ども相談課 手当チーム
(本庁16階)
TEL:0942-30-9066
FAX:0942-30-9718

・各総合支所(市民福祉課)
・各市民センター

※特別児童扶養手当は各市民センターではお取り扱いできません。

13 保育所・認定子ども園・幼稚園

手続きできる窓口
本庁・総合支所

同じ世帯に保育所、認定子ども園、幼稚園等の児童がいる場合、世帯構成の変更等の申請が必要です。

ご準備いただくもの

- なし

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
遺族

【期限】
お早めに

問い合わせ先

・子ども保育課(本庁16階)
TEL:0942-30-9025
FAX:0942-30-9718

・各総合支所(市民福祉課)
※各市民センターではお取り扱いできません。

14 就学援助

手続きできる窓口
本庁

就学援助を受給されている世帯の方が亡くなった場合は、再申請の手続きが必要です。また、配偶者が亡くなって、国公立の小・中学校に通学するお子さまを養育している場合は、受給できる可能性がありますので、お問い合わせください。
※世帯の収入制限があります。

ご準備いただくもの

- 申請者の通帳

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
国公立の小・中学校に通学するお子さまを養育している方

【期限】
なし(認定は、申請月からになります)

問い合わせ先

・学校保健課(本庁17階)
TEL:0942-30-9273
FAX:0942-30-9719

・各総合支所 教育事務所
(文化スポーツ課内)

・久留米市立小・中学校事務室

15 農地に関する手続き

手続きできる窓口
本庁・総合支所

亡くなった方が農地を所有していた場合、その農地を相続された方は、農地法の規定による農業委員会への手続きが必要です。

ご準備いただくもの

- 相続登記完了後の農地の登記事項証明書(全部事項証明書)など相続されたことがわかる法務局の書類
- ※写しでも可

問い合わせ先

・農業委員会事務局(本庁15階)
TEL:0942-30-9236
FAX:0942-30-9717

・田主丸事務所 TEL:0943-72-2110

・北野事務所 TEL:0942-78-3569

・城島事務所 TEL:0942-62-2115

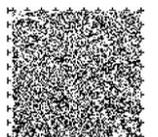
・三瀨事務所 TEL:0942-64-2315

手続きできる人・期限

【手続きできる人】
農地を相続された方

【期限】
相続された(農地の権利取得を知った)時点からおおむね10か月以内

市役所での
手続き



16 上下水道の名義変更または使用中止手続き

手続きできる窓口
久留米市企業局

上下水道の使用名義人が亡くなられた場合、名義変更または使用中止等の手続きが必要です。個人の方は、お電話のみで手続き可能です。

ご準備いただくもの

なし

手続きできる人・期限

【手続きできる人】

- 遺族
- 関係者

【期限】

なるべく早く

問い合わせ先

- ・上下水道料金センター
(久留米市企業局1階)
TEL:0942-30-8512
FAX:0942-30-8560
- ※北野町で上水道利用の場合は、
三井水道企業団へご連絡ください。
TEL:0942-72-5106
FAX:0942-73-2796

17 浄化槽管理者の変更または休止手続き

手続きできる窓口
久留米市企業局

浄化槽管理者が亡くなられた場合、浄化槽管理者の変更の手続きをしてください。そのまま継続して浄化槽を使用する場合は、使用する方が新しい浄化槽管理者として変更報告書を提出してください。空き家となり、しばらく使用しないが将来的に使用する予定がある場合は、休止届を提出してください。

ご準備いただくもの

なし

手続きできる人・期限

【手続きできる人】

新しい浄化槽管理者

【期限】

亡くなられてから30日以内

問い合わせ先

- ・上下水道部給排水設備課
浄化槽チーム
(久留米市企業局2階)
TEL:0942-30-9237
FAX:0942-38-2694

18 医療職免許の登録まっ消申請

手続きできる窓口
久留米市保健所

医療職免許を取得した方が亡くなられた場合、免許の登録まっ消申請が必要です。

ご準備いただくもの

- 次のいずれか
 - ・亡くなられたことがわかる
戸籍抄(謄)本(原本)
 - ・死亡診断書または死体検案書
(写しでも可)
 - 医療職免許証
- ※亡失した場合はご相談ください。

手続きできる人・期限

【手続きできる人】

- 戸籍法上による死亡の届出義務者
 - ・同居家族
 - ・その他の同居者
 - ・家主、地主 等

【期限】

亡くなられてから30日以内

※死亡後30日を過ぎてからの手続きの場合
は、遅延理由書の添付が必要となります。

問い合わせ先

- ・久留米市保健所総務医薬課
医事薬事チーム
(商工会館4階)
TEL:0942-30-9725
FAX:0942-30-9833

その他 NHK受信料減免

NHK放送受信の減免を受けていた世帯員が亡くなられた場合、免除の停止または変更申請等が必要な場合があります。

ご準備いただくもの

状況に応じて異なるため、問い合わせ先
へ電話連絡をお願いします。

手続きできる人・期限

【手続きできる人】

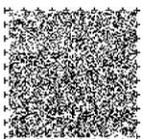
家族 等

【期限】

なるべく早く

問い合わせ先

- ・NHK福岡放送局
フリーダイヤル:0120-151515
TEL:092-715-7111
- ・障害者福祉課(本庁14階)
TEL:0942-30-9035
FAX:0942-30-9752

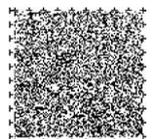


市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先
健康保険	健康保険等 (国民健康保険以外)	●保険証・資格確認書の返還		<input type="checkbox"/>	お勤め先または加入していた健康保険保険者
		●埋葬料(費)の請求		<input type="checkbox"/>	
年金	厚生年金等	●未支給年金の請求		<input type="checkbox"/>	久留米年金事務所 TEL:0942-33-6192 ※その他の年金はP14をご確認ください。
		●遺族厚生年金請求		<input type="checkbox"/>	
自動車・バイク	普通自動車	●税金に関する手続き		<input type="checkbox"/>	久留米県税事務所 TEL:0942-30-1078 久留米自動車検査登録事務所 TEL:050-5540-2081
		●名義変更・廃車		<input type="checkbox"/>	
	軽自動車	●名義変更・廃車		<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会 TEL:050-3816-1752
相続等	国税関係	●相続手続き		<input type="checkbox"/>	久留米税務署 TEL:0942-32-4461
		●所得税・消費税申告手続き		<input type="checkbox"/>	
	法定相続情報証明制度	●法定相続情報一覧図作成		<input type="checkbox"/>	福岡法務局 久留米支局 TEL:0942-39-2121 ※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。
	自筆証書遺言書保管制度	●自筆証書遺言書の保管		<input type="checkbox"/>	
	不動産登記関係	●土地・家屋等移転登記		<input type="checkbox"/>	
	遺言書	●検認・開封		<input type="checkbox"/>	福岡家庭裁判所 久留米支部 総合窓口係 TEL:0942-32-5371
	相続放棄	●相続放棄の申立		<input type="checkbox"/>	
旅券・在留カード等	パスポート	●返納		<input type="checkbox"/>	久留米パスポートセンター TEL:0942-30-1060
	特別永住者証明書 在留カード	●返納		<input type="checkbox"/>	福岡出入国在留管理局 TEL:092-717-7595 ※特別永住者証明書:出入国在留管理局へ直接持参していただくか、または住所地の市役所でもお預かりできます。 ※在留カード:出入国在留管理局へ直接持参ください。
生命保険	生命保険等	●死亡保険の請求		<input type="checkbox"/>	加入していた生命保険会社または代理店
		●入院給付金の請求 等		<input type="checkbox"/>	
預貯金・株等	預貯金口座等	●口座凍結の解除		<input type="checkbox"/>	各金融機関 等
	株式等	●名義変更		<input type="checkbox"/>	各証券会社 等
	国債	●記名変更		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または 証券保管証書に記載の郵便局
●償還金受領			<input type="checkbox"/>		
電話	固定電話・携帯電話	●契約継承・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
電気・ガス・NHK等	インターネット	●名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	NHK受信料	●名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル:0120-151515 有料ダイヤル:050-3786-5003
	電気・ガス料金等	●名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	ケーブルテレビ	●名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	クレジットカード	●解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社

市役所以外での
主な手続き一覧



相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❗ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❗ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

- ① 相続が発生したことが及び相続人を特定するための証明書
 - 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
 - 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等
- ② 相続人全員の住民票の写し
- ③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)
- ④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。
[手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。]
※委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

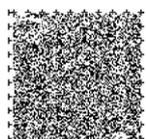
完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して株式会社ジチタイアドが作成

相続登記は
お済みですか？



庁舎階別配置図

1 6F

1601 会議室	家庭子ども相談課	こども子育てサポートセンター
監査委員室	監査委員事務局	家庭子ども相談課
子ども保育課 (保育士・保育所支援センター)		

1 7F

教育長室	教育部総務	学校教育課
学校保健課 学校給食会	久留米市 外三市町 高等学校 組合	教職員課
学校施設課		

1 4F

選挙管理委員 会事務局 公平委員会事 務局	久留米市 民生委員 児童委員 協議会	地域福祉課	健康福祉部総務
障害者福祉課			

1 5F

子ども 未来部 総務	農村森林整備課	農業委員会 事務局
子ども政策課	生産流通課	農業の魅力推 進課
農政課	農政部総務	

1 2F

都市建設部総務	交通政策課	都市計画課
市民文化部総務	文化財保護課	久留米耕 技術保存 会
文化振興課	まちなか 整備課	

1 3F

会議室	契約課	工事検査課
会議室	市営住宅課	住宅政策課
建築指導課		

1 0F

防災 ルーム	防災対策課	河川課	財産管理課
路政課	道路整備課	国県事業 調整課 九州治水期成同盟 連合会	

1 1F

公園緑化推進課	建築課	設備課
労政課	商工政策課	新産業 創出支 援課
企業誘致 推進課	観光・国際課	商工観光 労働部総務

7F

健康相談室	総務部 総務課	法制室	行財政改革 推進課	人材育成室
協働推進課	安全安心 推進課	人事厚生課		

9F

レクチャー ルーム	人権・同和 対策課	男女平等政策課	財政課
記者クラ ブ	防災 本部 室	広報戦略課 (移住定住促 進センター)	総合政策課 創生戦略推進室
筑期同 筑水協			

1 F

市民課	健康保険課	医療・年金課
-----	-------	--------

6F

広聴・相談課 外国人相談窓口	介護保険課
地域コミュニティ課 校区まち協	長寿支援課
事後 処理室	

B1F

資産税課	市民税課	税収納推進課	銀行	会計室	車両・ 文書
レセプト 点検 室	生活支援第2課				
	生活支援第1課				

5F	情報政策課
8F	秘書室
1 8F	議会事務局

庁舎階別配置図

